

県有地売払い

一般競争入札 入札説明書

物件：吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目81番1、82番
丹生郡越前町朝日21字観音山2番19
計 2件

入札日：平成27年4月23日（木）

「一般競争入札 入札説明書」をご覧になり、内容を了解の上で、
入札にご参加ください。

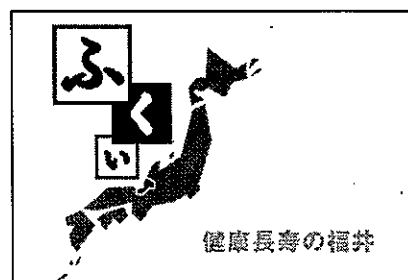
福井県総務部財産活用推進課

福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0251（直通）

Fax 0776-20-0628

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuyou/index.html>



目 次

県有財産の一般競争入札実施要領	P 1
県有財産売払公示書（写）	P 6
入札心得書	P 8
県有財産売買契約書（案）	P 1 2
資格誓約書「記載例」	P 1 6
入札書「記載例」	P 1 8
委任状「記載例」	P 2 1
入札に必要な書類	P 2 3
入札物件の詳細	P 2 4

様式集

「一般競争入札参加申込書」「資格誓約書」「入札書」「委任状」

県有財産の一般競争入札実施要領

1. 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目 81番1、82番	宅地	401.15	14,880,000
2	丹生郡越前町朝日21字観音山 2番19	山林 (現況 雑種地)	186.25	2,680,000

地目については、登記簿記載事項です。

入札物件の詳細については、「入札物件の詳細」(P24～)をお読みください。

2. 入札参加者の資格、入札の参加方法および留意事項

(1) 入札参加者の資格

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項および地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

その他、「入札心得書」(P8)中、入札参加者の資格を参照してください。

(2) 入札の参加方法

入札の参加に当たっては、「県有財産売払公示書」(P6～P7)および「入札心得書」(P8～P11)を十分お読みのうえ、「一般競争入札参加申込書」(別添様式)を平成27年4月21日(火)17時【必着】までに財産活用推進課へ提出してください。

(3) 留意事項

次の事項を了解の上、入札に参加してください。

- ①現地説明会は行いませんので、必ず事前に、ご自身で現地をご確認ください。
「利用計画に見合った造成・開発・建物の建築等が可能か」など、詳細については、必ず、あらかじめ関係機関でご確認ください。
その他、諸規制、利用制限の内容等にかかる照会についても、必ず関係機関に事前に行なってください。
- ②現況と、物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。
- ③現地が県有地である間は、立ち入り可能ですが(事故等について、県は一切責を負いません。)看板、柵、ロープ、鎖等については外したり、傾けたりしないでください。
- ④電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・困障・擁壁・井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担および調整は、物件内外を問わず、県では行ないません。
- ⑤工作物等にかかる隣接地との越境関係について、県は解消のための交渉や手続きは行ないません。
- ⑥上下水道、電気および都市ガスなどの供給処理施設の引き込みに要する費用は、落札者の負担となります。
- ⑦落札された場合には、売買契約の締結および所有権移転登記を入札書に記載された名義で行なっていただくこととなります。入札後の名義変更はできませんので、ご注意ください。

*「物件調書」は物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず現地および利用等にかかる諸規制についての調査確認を行ってください。

3. 入札の日時・場所

物件番号	日 時	場 所
1	平成27年4月23日(木) 午前10時00分	福井市大手3丁目17-1 福井県庁 6階 入札室
2	平成27年4月23日(木) 午前10時30分	

(注)①開札は、入札締切後ただちに行います。

②受付、入札保証金の納付等は、各入札開始時間の30分前から、福井県庁6階財産活用推進課で行いますが、10分前までに完了してください。

③入札開札時間の直前は受付窓口が混雑しますので、なるべく早めにお越しのうえ受付等を終了されるようご協力をお願いします。

なお、入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんので、ご注意ください。

4. 落札者の決定方法

入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

5. 入札日の持参品等

(1) 資格誓約書 「記載例」(P16~P17)を参照してください。

※別添様式を使用してください。

(注) 代理人が入札する場合は、本人の誓約書を提出して下さい。

(2) 入札書 「記載例」(P18~P20)を参照してください。

※別添様式を使用してください。

(3) 委任状 「記載例」(P21~P22)を参照してください。

※別添様式を使用してください。

(注) 法人の代表権がない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合、共有名義で代表者が入札に参加される場合には委任状を提出してください。

(4) 印鑑

(注) 代理人により入札する場合は、本人の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。

(5) 身分証明書

(注) 入札参加者(代理人を含む)は、運転免許証等、本人であることを確認できるものを持参してください。

(6) 入札保証金

(注) 入札当日(入札開始前受付時)、入札金額の100分の5以上の入札保証金が必要です。「入札心得書」中、入札保証金、入札保証金の代用(P9)を参照してください。

(7) 筆記用具

黒のボールペンまたは万年筆

6. 入札に付す条件

落札者は、県有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、それらの用に供す

る目的で、売買物件について第三者に対しての一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはなりません。

なお、この条件に違反した場合には、県の定める金額（売買代金の1割）を違約金として県に支払わなければなりません。

7. 契約の締結等

落札者には落札通知書を送付しますので、通知を受けた日から5日以内に契約を締結していただきます。なお、支払いの方法により、次の手続きとなります。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

- ①落札通知書とともに、契約書、納入通知書、登記請求書を送付します。
- ②通知を受けた日から、5日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。
- ③売買代金を納入した領収書、押印した契約書（1通のみ収入印紙添付）、住民票もしくは法人登記簿謄本（3か月以内のもの）、印鑑証明書（3か月以内のもの）、登記請求書および登録免許税（収入印紙）を添えて、福井県総務部財産活用推進課（県庁6階）へ持参してください。

なお、期限までに契約を締結されない場合は無効となり、入札保証金は県に帰属し返還できませんので、ご注意ください。

(2) 売買契約締結から30日以内に売買代金を納付する方法

- ①落札通知書とともに、契約書を送付します。
- ②通知を受けた日から5日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に、押印した契約書（1部のみ収入印紙添付）および印鑑証明書（3か月以内のもの）を福井県総務部財産活用推進課（県庁6階）へ持参してください。
- ③売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付していただきます。
- ④売買契約締結の日から起算して30日以内に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で契約保証金とは別に売買代金全額を納入してください。（契約締結時に納入通知書と登記請求書をお渡しします。）
- ⑤売買代金を納入した領収書、住民票もしくは法人登記簿謄本（3か月以内のもの）、契約保証金返還請求書、登記請求書および登録免許税（収入印紙）を添えて、福井県総務部財産活用推進課へ持参してください。

なお、30日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は県に帰属することになります。（注）売買代金の分割納付はできません。

- (3) 契約条項については、県有財産売買契約書（案）（P12～P15）のとおりですのでご熟読ください。

8. 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、県が直接行います。

売買契約書（県保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（注）物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

（現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。）

(参 考)

◎印紙税額

契約金額 (売買代金)	収入印紙	契約金額 (売買代金)	収入印紙
50万1円～1百万円	5百円	5千万1円～1億円	3万円
1百万1円～5百万円	1千円	1億1円～5億円	6万円
5百万1円～1千万円	5千円		
1千万1円～5千万円	1万円		

(契約書を平成26年4月1日～平成30年3月31日に作成した場合)

◎登録免許税

不動産の価額×1,000分の20

(注) 「不動産の価額」は、一般に固定資産税評価額とされています。

一般競争入札のながれ

4月21日(火)まで

- ① 一般競争入札参加申込書の提出

入札当日 4月23日(木)

- ② 受付(福井県庁 6階 財産活用推進課)

- ・入札保証金(入札金額の100分の5以上)
- ・資格誓約書
- ・委任状(代理人が入札する場合)
- ・身分証明書、印鑑を持参

- ③ 入札(福井県庁 6階 入札室)

予定価格以上で記載

- ④ 開札(入札締切後ただちに)

- ・予定価格以上で最高のものを落札者とする
- ・同価の入札者が二人以上ある場合はくじ引き

入札後2~3日

- ⑤ 落札通知

通知を受けた日から5日以内に契約

即納の場合

通知到着後5日以内

- ⑥ 契約

- ・代金納入
- ※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担

延納の場合

通知到着後5日以内

- ⑥ 契約

- ・契約保証金(契約金額の1割以上)の納入
- ※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担
- ※入札保証金を契約保証金に充当することができます

契約後30日以内

- ⑦ 代金納入

- ⑦ 所有権移転、入札保証金の返還

- ・売買代金の納付が行われたときに所有権移転
- ※売買代金の納付後、入札保証金を返還します

- ⑧ 所有権移転、入札保証金・契約保証金の返還

- ・売買代金の納付が行われたときに所有権移転
- ※売買代金の納付後、入札保証金、契約保証金を返還します

- ⑧ 所有権移転登記

- ・所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

- ⑨ 所有権移転登記

- ・所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

- ⑨ 登記済証の交付

所有権移転登記の完了後、登記済証を落札者に交付

- ⑩ 登記済証の交付

所有権移転登記の完了後、登記済証を落札者に交付

県有財産売払公示書

下記の土地を一般競争入札により売払います。

記

1 売払物件

※地目については登記簿記載による

物件番号	所 在	地目	実測面積	予定価格
1	吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目 81番1、82番	宅地	401.15㎡	14,880,000円
2	丹生郡越前町朝日21字観音山2番19	山林 (現況 雑種地)	186.25㎡	2,680,000円

2 入札・開札の日時、場所

物件番号	入札の日時	入札の場所
1	平成27年4月23日(木)午前10時00分	福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階 入札室
2	平成27年4月23日(木)午前10時30分	

開札 入札締め切り後ただちに開札

入札に参加しようとする者は、平成27年4月21日(火)午後5時(必着)までに「一般競争入札参加申込書」を財産活用推進課へ提出すること。

3 入札に参加する者の条件

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項および地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に該当しない者であること。

4 契約条項および入札心得を示す場所

福井県総務部財産活用推進課

福井県福井市大手3丁目17番1号 TEL 0776-20-0251 (直通)

5 入札保証金

入札額の5/100以上

(入札保証金は、落札者が福井県と契約を締結しないときは、福井県に帰属する。)

6 入札の無効に関する事項

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第151条各号の一に該当する入札は無効

7 入札の条件

- (1) 落札者は、契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。
- (2) 契約条項および入札説明書を読むこと。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札参加者は、定刻までに所定の手続きをすませること。
- (5) ご不明な事項は、福井県総務部財産活用推進課までお尋ねください。

8 その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

以上公告します。

平成27年3月17日

福井県知事 西川 一誠

入札心得書

福井県

入札参加者の資格（福井県財務規則第147条）

（地方自治法第238条の3第1項）（地方自治法施行令第167条の4）

- 1 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができません。
 - （1）一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - （2）破産者で復権を得ない者
 - （3）福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者
 - （4）その他、資格誓約書を提出しない者

- 2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間入札に参加することができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用することができません。
 - （1）契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、県職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督または検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6）上記各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

入札の方法（福井県財務規則第150条）

- 1 入札をしようとする者は、入札書に出納員等が交付する入札保証金の現金領収書または有価証券受領書および資格誓約書を添えて、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
代理人は二人以上の代理はできません。
- 3 共有名義で入札しようとする者は、入札書および資格誓約書に共有名義者全員の住所、氏名、（入札書には持分）を連記し、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
ただし、共有者の代表者しか入札することができないので、他の共有者の委任状を係員に提出すること。
- 4 入札には二人以上共同して参加することはできません。
- 5 提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。

入札金額の記入方法

金額の記入は算用数字を使用してください。

入札の無効（福井県財務規則第151条）

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付していない者のした入札
- (3) 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- (4) 二人以上の代理をした者のした入札
- (5) 入札者が連合した入札
- (6) 入札の際不正な行為をした者のした入札
- (7) 金額その他要点を確認することができない入札
- (8) 前各号に掲げるほかこの心得書、関係法令等（県規則を含む）入札条件に違反した入札

入札保証金（福井県財務規則第152条）

- 1 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を出納員等に納入しなければなりません。
- 2 入札保証金は、落札者を除き開札終了後還付します。落札者の入札保証金は、契約代金納付の際還付します。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、県に帰属することになります。

入札保証金の代用（福井県財務規則第154条）

- 1 入札保証金は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - (1) 国債、地方債
 - (2) 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債、阪神高速道路債券
 - (3) 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫ならびに信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出したまたは支払保証をした小切手
 - (4) 日本銀行担保、適格社債（公募社債）
- 2 前項の担保価値は、(1) および (2) については額面金額、(3) にはあっては小切手金額、(4) にはあっては市場価格の8割に相当する金額とします。
- 3 上記の担保のうち、(4) を提出する場合には、4月16日(木)までに、福井県総務部財産活用推進課 財産グループまで連絡をお願いします。
(連絡先電話番号 0776 (20) 0251 ダイヤルイン)

開札および再度入札（地方自治法施行令第167条の8）

- 1 開札は、入札者立会いのうえ入札終了後直ちに行います。
ただし、入札者またはその代理人が開札場所に立会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立会わせて行います。
- 2 開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。
ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、公売を止めることがありますが、この場合異議を申立てることはできません。

落札者の決定（地方自治法施行令第167条の9）

入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

契約締結の時期（福井県財務規則第170条）

- 1 落札者を決定したときは、その旨落札者に通知します。
- 2 落札者は前項の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

契約保証金（福井県財務規則第171条、172条）

- 1 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を出納員等に納入しなければなりません。
- 2 契約保証金は、契約代金納付の際還付します。
ただし、契約を締結しないときは、その者の納付にかかる契約保証金は、県に帰属することになります。
- 3 入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- 4 契約を締結する場合において代金が即納されるときは、契約保証金は免除されます。

売買代金の完納の時期（福井県財務規則第176条）

県有財産の売払代金はその引渡しの時までに完納しなければなりません。

その他

この入札心得書に記載のない事項については、入札執行者、関係法令、入札説明書および福井県財務規則等知事の定めるところによります。

銀行振出小切手について

入札保証金、契約保証金は、現金のほか、銀行振出小切手でも支払うことができます。

- 1 銀行振出小切手で支払われる場合は、次の条件を備えていることが必要です。
 - (1) 福井手形交換所に参加している金融機関の福井県内店舗が振出人となっている自己宛小切手（通称：保証小切手）であること。
 - (2) 金額は、過不足のない同額面であること。
 - (3) 持参人払いであること。

(注) 「福井手形交換所」に参加している金融機関とは、福井県内に店舗が所在する銀行、信用金庫、農協等の金融機関です。

(見本)

小 切 手

支払地 ○○市
株式会社 ◎◎銀行○○支店

福井 ○○○
0000-000

銀 行 渡 り

¥12,345,678※
上記の金額をこの小切手と引き換えに、持参人様へお支払い下さい。

振出日 平成 年 月 日
振出地 ○○市

振出人 株式会社 ◎◎銀行○○支店
支店長 △△△△ 印

ここが「福井」となっているもののみです。

県有土地売買契約書（案 1）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	地目	実測面積 (㎡)	摘要
		〇〇〇〇〇	地目については登記簿記載のとおりである。

（売買代金）

第 3 条 乙が甲に支払う売買代金は、金 [* 落札金額] 円とする。

（売買代金の納付）

第 4 条 乙は、売買代金をこの契約締結と同時に甲の指定するところにより納付しなければならない。

（契約保証金）

第 5 条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（土地の面積）

第 6 条 甲と乙は、本物件については実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第 7 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納入したとき、乙に移転するものとする。

2 乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合登録免許税および登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第 8 条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第 1 項の規定により所有権が移転したとき、乙に対し完全に引渡されたものとする。

（危険負担）

第 9 条 前条に定める引渡し以前に、本物件の全部または一部が天災地変その他当事者の責に帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

（かし担保）

第 10 条 乙は、この契約締結後、売買物件に面積の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとする。

（特 則）

第 11 条 乙は、本契約締結の日から 10 年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

(違約金)

第12条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金〔*契約金額の1割〕円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物件を原状に回復させることが適当でないと甲が認めたときは、このかぎりでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第17条 この契約に定めるもののほか、すべて福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 売出人 福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 西川 一誠

(乙) 買受人

県有土地売買契約書（案2）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	地目	実測面積（㎡）	摘要
		〇〇〇〇〇	地目については登記簿記載のとおりである。

（売買代金）

第3条 乙が甲に支払う売買代金は、金 [*落札金額] 円とする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金をこの契約の締結の日から起算して30日以内に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 [*契約金額の1割以上] 円を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、売買代金納付後還付するものとする。

3 乙が第4条の納入日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、県に帰属するものとする。

（土地の面積）

第6条 甲と乙は、本物件については、実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納入したとき、乙に移転するものとする。

2 乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合登録免許税および登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が移転したとき、乙に対し完全に引渡されたものとする。

（危険負担）

第9条 前条に定める引渡し以前に、本物件の全部または一部が天災地変その他当事者の責に帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

（かし担保）

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に面積の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとする。

（特 則）

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

(違約金)

第12条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金〔*契約金額の1割〕円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物件を原状に回復させることが適当でないと甲が認めたときは、このかぎりでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第17条 この契約に定めるもののほか、すべて福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 売出人 福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 西川 一誠

(乙) 買受人

資 格 誓 約 書

平成 年 月 日

福井県知事
西川 一誠 様

※法人の場合は、法人名、
代表者名を記入のうえ、
代表者印を押印してくだ
さい。

住 所 ○○市○○1丁目○○

氏名または名称
および代表者名 ○○ ○○○ (印)

昭和○○年 ○○月 ○○日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

資 格 誓 約 書

平成 年 月 日

福井県知事
西川 一誠 様

住 所 ○○市○○1丁目○○

氏名または名称
および代表者名 共有者Aさん (印)

昭和○○年 ○○月 ○○日生

住 所 ○○市○○1丁目○○

氏名または名称
および代表者名 共有者Bさん (印)

昭和○○年 ○○月 ○○日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

(本人・代理人用)

入 札 書

記載例：本人の場合

福井県知事 西川 一誠 様

平成 年 月 日

入札者 (住所) ○○市○○1丁目○○

(氏名) ○○ ○○

印

代理人 (住所)

(氏名)

印

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

¥ ○○, ○○○, ○○○

内 訳

物件 番号	所 在	地目	実測面積 (㎡)
①	吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目 81番1、82番	宅地	401.15
2	丹生郡越前町朝日21字観音山2番19	山林 (現況 雑種地)	186.25

→ この欄は、入札する物件番号を○で囲む。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を添付すること。

(本人・代理人用)

記載例：代理人の場合

入 札 書

福井県知事 西川 一誠 様

平成 年 月 日

入札者 (住所) ○○市○○1丁目○○

(氏名) ○○ ○○

代理人 (住所) △△市△2丁目△△

(氏名) △△ △△

印

(委任状に押印した印)

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

¥ ○○, ○○○, ○○○

内 訳

物件 番号	所 在	地目	実測面積 (m ²)
①	吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目 81番1、82番	宅地	401.15
2	丹生郡越前町朝日21字観音山2番19	山林 (現況 雑種地)	186.25

→ この欄は、入札する物件番号を○で囲む。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を添付すること。

(共有名義用)

記載例：共有名義の場合

入 札 書

福井県知事 西川 一誠 様

平成 年 月 日

入札者 (住所) ○○市○○1丁目○○

(氏名) 共有者Aさん (持分1/2) (印)

(委任状に押印した印)

(住所) △△市△2丁目△△

(氏名) 共有者Bさん (持分1/2)

代理人 (住所) ○○市○○1丁目○○

(氏名) 共有者Aさん (印)

(委任状に押印した印)

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

¥ ○○, ○○○, ○○○

内 訳

物件 番号	所 在	地目	実測面積 (㎡)
①	吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目 81番1、82番	宅地	401.15
2	丹生郡越前町朝日21字観音山2番19	山林 (現況 雑種地)	186.25

→ この欄は、入札する物件番号を○で囲む。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を添付すること。

(代理人・共有名義用)

記載例：代理人の場合

委 任 状

福井県知事

西川 一誠 様

代理人 (住所) △△市△△2丁目△△

(氏名) △△ △△

印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日付け県有財産売却公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

平成 年 月 日

入札者 (住所) ○○市○○1丁目○○

(氏名) ○○ ○○

印

※法人の場合で、代表者以外が入札に参加する場合は、入札者の欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印のうえ、代理人欄に入札参加者氏名を記載すること。

(代理人・共有名義用)

記載例：共有名義の場合

委任状

福井県知事

西川 一誠 様

代理人 (住所) ○○市○○1丁目○○

(氏名) 共有者 Aさん

印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日付け県有財産売払公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加
することおよびこれに付随する一切の権限

平成 年 月 日

入札者 (住所) △△市△2丁目△△

(氏名) 共有者 Bさん

印

入札に必要な書類

入札者		入札書	委任状	資格誓約書	
本人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名 印	不要	本人の住所 氏名 印	
代理人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名	本人の住所 氏名 印	本人の住所 氏名 印	
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印		
共有名義で入札し、 そのうちどちらか 一方が代表者 となる場合	入札者 (代表者と なる者) の欄	代表者の住所 氏名 持分 委任状に押印した印	/	全員の住所 氏名 印	
	入札者の欄	代表者以外の全員の住所 氏名 持分			代表者以外の全員の住所 氏名 印
	代理人の欄	代表者の住所 氏名 委任状に押印した印			代表者の住所 氏名 印
共有名義で入札し、 第3者が代理人と なる場合	入札者の欄	全員の住所 氏名 持分	全員の住所 氏名 印	全員の住所 氏名 印	
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印		

※上記書類提出以外に、身分証明書の提示をお願いします。

物件の詳細

物件 1 (吉田郡永平寺町松岡芝原 1 丁目 81 番 1、82 番)

案 内 図

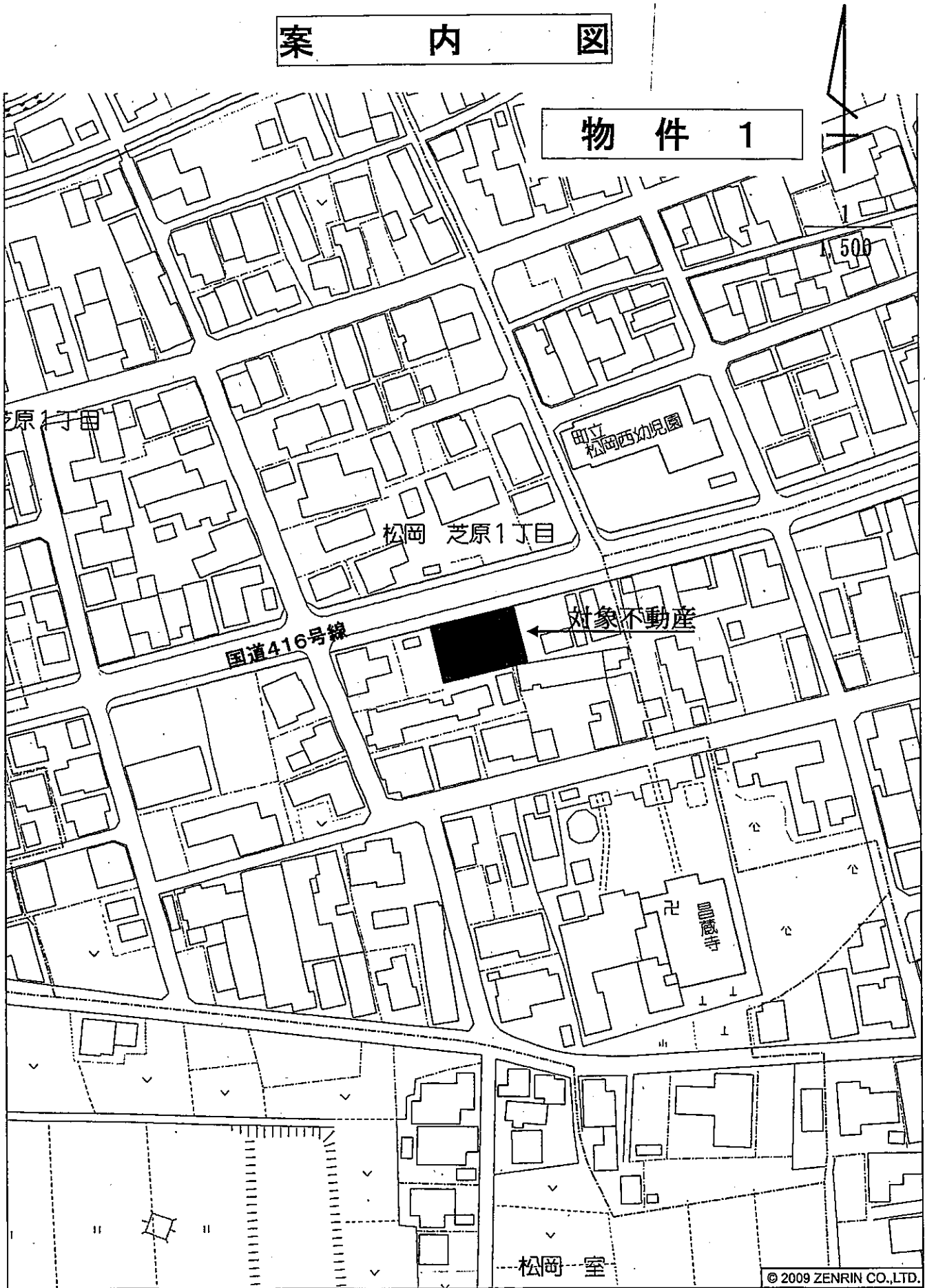
地 形 図 (公 図)

地 積 測 量 図

物 件 調 書

案 内 図

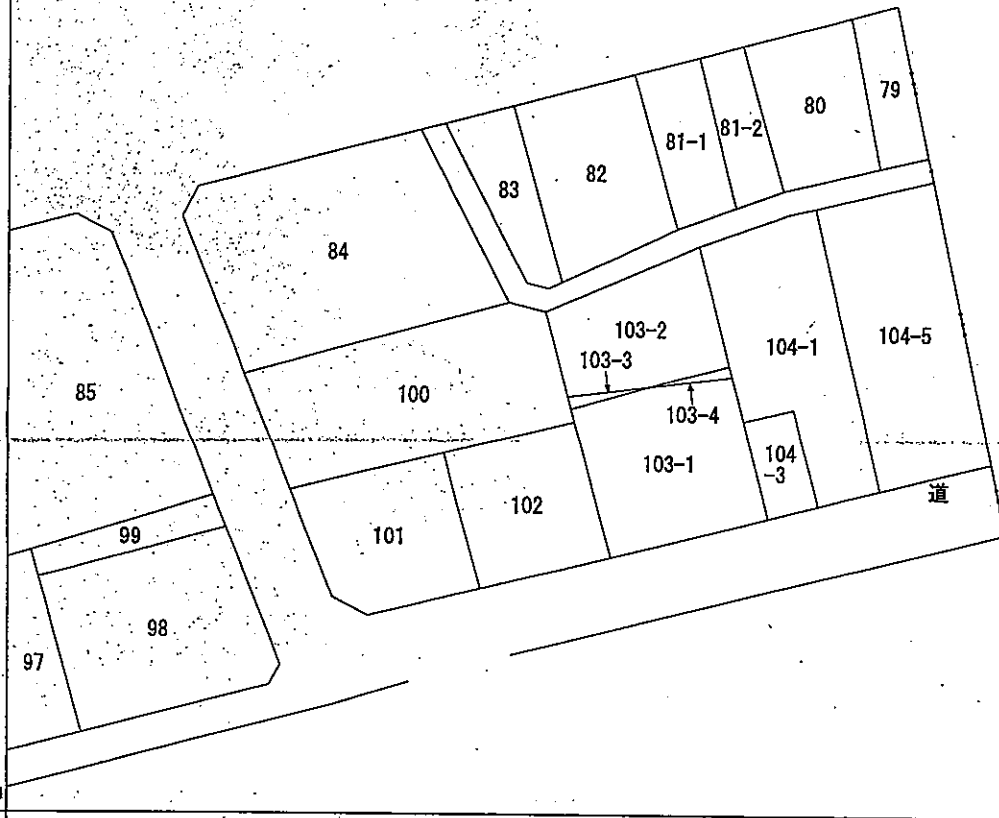
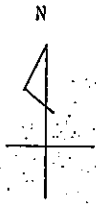
物 件 1



永平寺町松岡 芝原1丁目付近

© 2009 ZENRIN CO.,LTD.

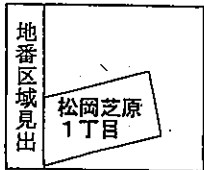
ゼンリン「デジタウン永平寺町2009年版」



+26418.753 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 図郭座標値は、国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータによる修正がされています。



請求部	所在	吉田郡永平寺町松岡芝原一丁目			地番	81番1		
出力尺	1/600	精度区	座標系番号又は記号	VI	分類	地図に準ずる図面 (街区成果B)	種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成22年3月23日			備付年月日 (原図)	平成22年3月23日		補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成26年2月21日
福井地方法務局

申請番号：5-22
(1/1)

登記官

伊藤登志也



公用

地積測量図

地番 81番1

土地の所在 吉田郡永平寺町松岡芝原一丁目

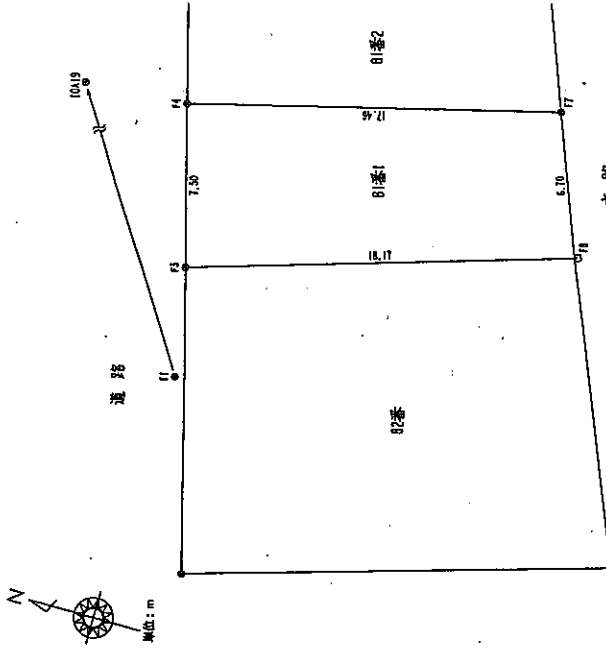
求積表

地番	NO	Xn	Yn	Yn+1 - Yn	Xn+1 - Xn	Xn * [Yn+1 - Yn]
	F3	10093.063	26488.659	1.902	1.902	19200.83926
	F4	10095.971	26495.932	7.263	11.633	117435.053843
	F7	10080.052	26500.302	-1.902	-19.72	-277924
	F8	10077.692	26494.030	-11.633	-117.33	-791036
			合計			232,804,909
			合計面積			126,402,245
			面積			126.40

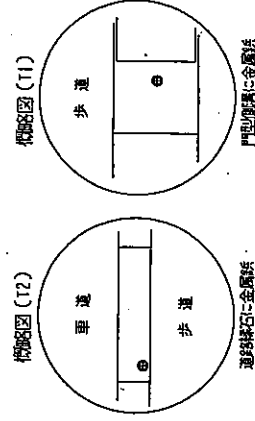
地番	面積
81番1	126.402245 m ²

測量年月日	平成26年10月1日
座標系	DD地区内 某四系 (測地系 2011)

引張点号	X座標	Y座標	種類
10A19	10117.979	26527.485	既設角点 (多角標)
Z4046	10121.239	26564.656	既設角点 (金属板)
T1	10094.183	26483.600	新設金属板
T2	10092.515	26465.151	新設金属板



境界点	境界標の種類
⑤	新設金属板
⑥	ネガティブ・ベンキ
□	新設表示板



作成者 福井県福井市栄町112の10番地 栄沢栄一
土地家屋調査士 (福井県土地家屋調査士会用品)

申請人
縮尺 1/250

地積測量図

地番 82番

土地の所在 吉田郡永平寺町松岡芝原一丁目

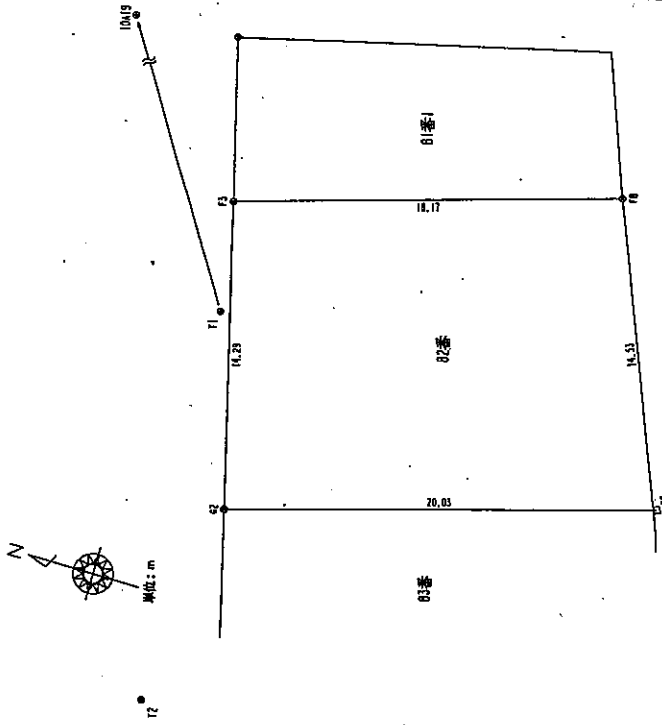
求積表

地番	NO	Xn	Yn	Yn+1 - Yn	Xn+1 - Xn	Xn * (Yn+1 - Yn)
82番	62	10091.431	26474.846	8.110	8.110	81941.505410
	F3	10095.053	26488.659	13.184	13.184	193663.688992
	F8	10077.692	26494.030	-8.110	-8.110	-8130.082720
	69	10072.221	26480.559	-19.164	-19.164	-18725.602768
				合計		549,509114
				合計面積		274,795570
				合計地積		274.75 m ²

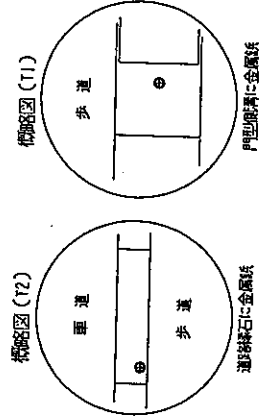
地番	面積
82番	274.755570 m ²

測量年月日	平成26年10月1日
座標系	D10地区内 第VI系 (現地成果 2011)

引張点等	X座標	Y座標	種類
10A19	10117.979	26321.468	四角多角点 (金屬板)
2A046	10121.299	26584.656	四角補助点 (金屬板)
T1	10094.183	26483.600	新設金屬板
T2	10092.515	26465.151	新設金屬板



種別	種類
○	新設金屬板
⊙	キザミ・ベンキ
□	新設表示板



作成者 土地家屋調査士 宗沢 栄一 (福井県土地家屋調査士会用紙)	申請人	縮尺 1/250
---	-----	----------

福井県福井市栄町12の10番地
宗沢 栄一
平成26年10月8日作成

物 件 調 査 書

物 件 1

所在地	吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目81番1、82番				
住居表示	[]				
面積	登記簿	401.15㎡	実測	401.15㎡	実測面積は、 (現況測量図 <u>確定測量図</u>) に基づく
	地目	登記簿	宅地	現況	
(備考)					
建物は取り壊し済みであり、現況更地である。					

法令に基づく制限概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都市計画法	都市計画区域 <u>(内)</u> ・外					
	1 <u>市街化区域</u> 2 市街化調整区域 3 非線引区域 4 準都市計画区域 5 その他					
	(制限の概要)					
	都市計画道路	有 (1 計画決定 2 事業決定 名称 幅員) <u>無</u>				
開発許可等	有 ・ <u>無</u>	許可等の種類				
		1 許可番号	号 (平成	年	月	日)
		2 完了公告	号 (平成	年	月	日)
土地区画整理法	土地区画整理事業	計画	有 ・ <u>無</u> ・ 施行中	名称		
	換地 (予定) 期日	仮換地指定		(未・済)	年 月 日 号	
		換地処分の公告 (予定・済)			年 月 日	
	清算金	有 ・ 無 ()				
(備考)						

(2) 建築基準法に基づく制限

用途地域	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 近隣商業地域 9 商業地域 10 準工業地域 11 工業地域 12 工業専用地域 13 用途地域の指定なし
	(制限の概要) なし
地域・地区・街区	特別・用途・地区 1 防火地域 2 準防火地域 3 高度地区 4 高度利用地区 5 特定街区 6 景観地区 7 風致地区 8 災害危険区域 9 地区計画区域 10 高層住居地区 11 都市再生特別地区 12 特別用途地区 13 特定用途制限地域 14 その他 ()
	(制限の概要) なし
建築協定	有 ・ (無)
建築面積の限度 (建ぺい率制限)	60%
延床面積の限度 (容積率制限)	200% ただし接面道路の幅員により左記容積率がさらに下記のとおり制限されます。 容積率 = [道路幅員] m × / 10 × 100%
外壁後退・壁面線の制限	有 ・ (無)
建物の高さの制限	① 道路斜線制限 ② 隣地斜線制限 3 北側斜線制限 4 絶対高さ 10m・12m 5 日影による中高層の建築物の制限 (二種)
私道の変更または廃止の制限	有 ・ (無)
(備考)	

(3) その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第3条1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

5の3 景観法	14 住宅地区改良法	20 海岸法	27 土地収用法
6 土地区画整理法	15 公有地拡大推進法	21 砂防法	28 文化財保護法
6の3 地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	16 農地法	22 地すべり等防止法	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
	17 宅地造成等規制法	23 急傾斜地法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る）	17の2 都市公園法	23の2 土砂災害防止対策推進法	30 国土利用計画法
	18 自然公園法	24 森林法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	25 道路法	
		26 全国新幹線鉄道整備法	
12 都市再開発法	19 河川法		33 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	19の2 特定都市河川浸水被害対策法		
13 港湾法			その他 () ()
(制限の概要)			
<p>28 文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（松岡城跡、稻荷山古墳）の指定がある。 永平寺町担当課によれば、買主が建築物を建てる場合には、試掘確認調査が必要となるので、埋蔵文化財の照会・協議を行うこととなる。 地下部分を含む堅固建物は別として、対象地で個人住宅を建てるような場合には、試掘調査のみで済むケースも十分に考えられ、試掘調査費用も市町村負担になるとの事である。 (永平寺町生涯学習課聴取)</p>			
<p>32 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の可能性の有無については、履歴調査の結果、可能性は確認できない。</p>			

敷地と道路との関係

※法：建築基準法

接 面 道 路	接道方向		公・私道の別	道路の種類 (下記)	幅員 (m)	接道長さ (m)
	北	側	公道・私道	1 (1) 番	15 m	約 22 m
		側	公道・私道	番	m	m
		側	公道・私道	番	m	m
		側	公道・私道	番	m	m
道路位置指定道路			昭和・平成 年 月 日 第 号			
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路				
		(2) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路				
		(3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道				
		(4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの				
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの (位置指定道路)				
3	上記1 (3) に該当する道路のうち、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの (法42条2項道路)					
4	上記1～3に該当しない道路 (建築確認不可)					
法43条1項但書の適用			有 ・ 無			
道路境界線後退 (セットバック) による建築確認対象面積の減少 (セットバックの内容)			有 ・ 無			
路地状敷地 (敷地延長) の制限		有 ・ 無 ()				
		路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m	
建築物の建築の可否 (可 ・ 否)	敷地と道路との関係 (概略図)					
私道の変更又は廃止の制限 (法45条による制限があります)						

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
1 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容		
負担面積	㎡ (持分 /)	
負担金	円	
建築基準法42条2項等により後退 (セットバック) する部分の面積		㎡
(備考)		
2 対象不動産に含まれない私道に関する事項		
所有名義人	住 所	
	氏 名	
(備考)		

供給処理施設の概要

	配管等の状況	施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	引き込み可	北陸電力 (株) 福井支店 TEL 0776-25-8710
上水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	前面道路に本管あり	永平寺町役場上下水道課 TEL 0776-61-0277
下水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	前面道路に本管あり	永平寺町役場上下水道課 TEL 0776-61-0277
都市ガス	接面道路配管 有 <input checked="" type="radio"/> 無		TEL

交通機関および公共施設の状況

交通機関	鉄道	J R 線 えちぜん 鉄道 勝山永平寺 線 福井 駅	南東方 約 520 m・徒歩約 7分
	バス	京福 春日2丁目 停留所	方 約 200 m・徒歩約 3分
公共施設	市町役場	市役所	物件の 東方 約 430 m
		支所	
		永平寺町 役場	
	小学校	松岡 小学校	物件の 東方 約 630 m
中学校	松岡 中学校	物件の 南東方 約 1.2 km	

その他

参考事項	1. 対象不動産は市街化区域内の国道に接面する更地である。
	2. 文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に関する照会は下記に調査確認を行って下さい。
	永平寺町生涯学習課 Tel:0776-63-2111

※ 物件調書は、入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料です。
 (制限等の内容についても、概要のみの記載となります。)
 入札参加、買受申込みの際には、必ずご自身の責任において現地および諸規制についての調査、確認を行ってください。

物件の詳細

物件 2 (丹生郡越前町朝日 21 字観音山 2 番 19)

案 内 図

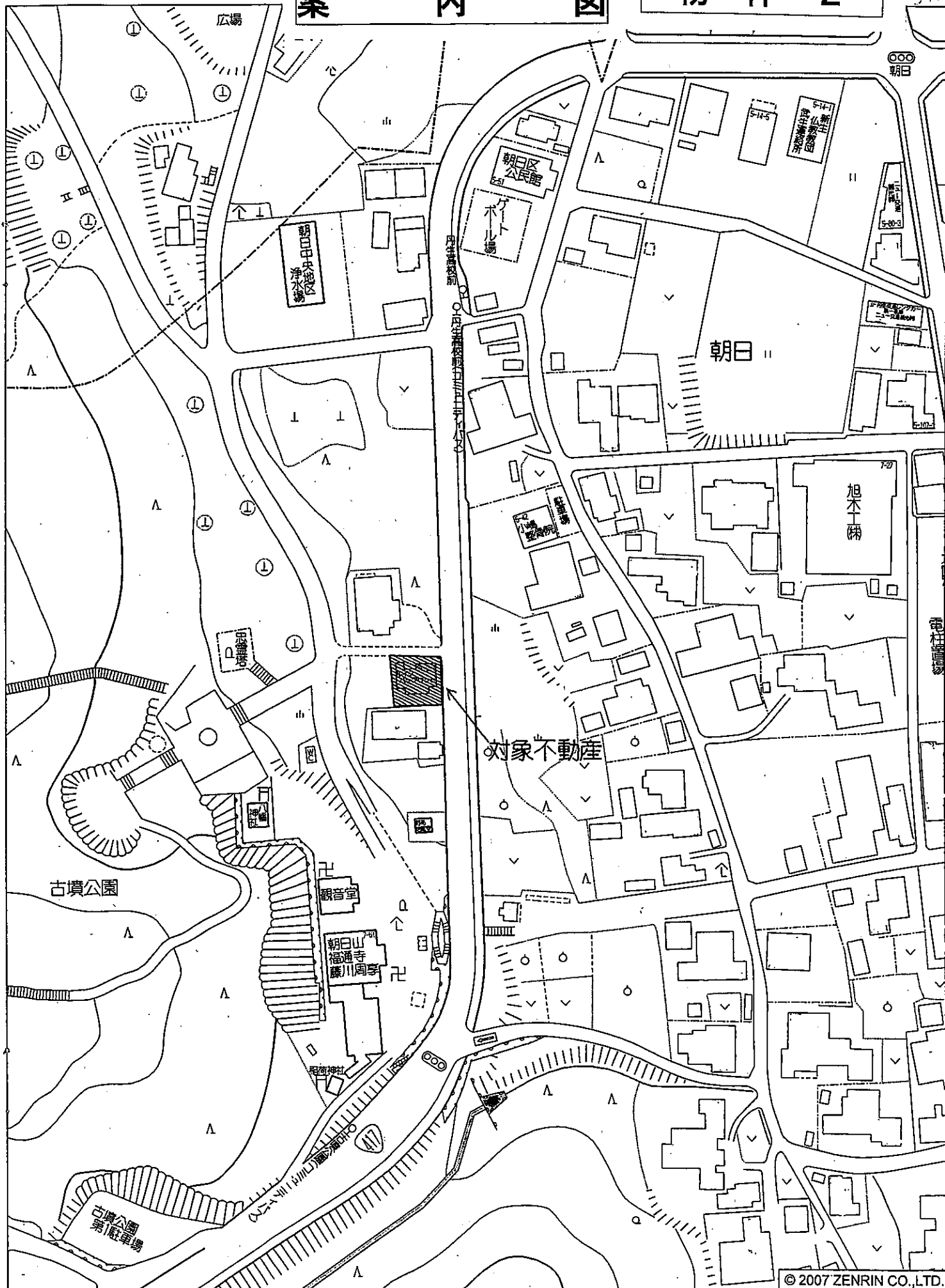
地 形 図 (公 図)

地 積 測 量 図

物 件 調 書

案 内 図

物 件 2



© 2007 ZENRIN CO.,LTD.

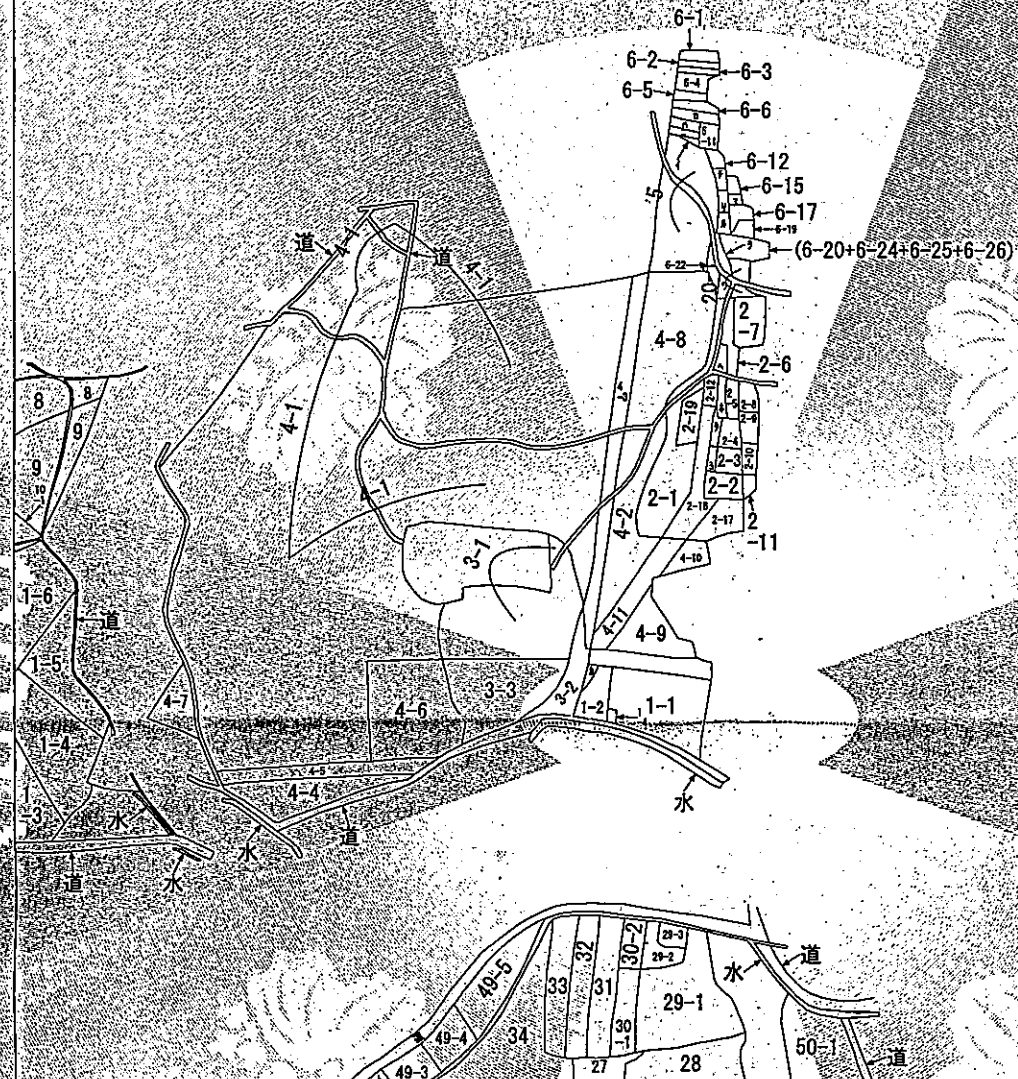
越前町朝日付近

1 6-7
2 6-8
3 6-9
4
5
6
7
8
9

ハ 2-14
ト 49-2
チ 6-13

6-16
6-18
6-21

1-3
2-15
2-16



A 朝日 22字
B 朝日 22字
C 朝日 20字

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	丹生郡越前町朝日2-1字観音山			地番	2番19		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成24年8月17日
福井地方法務局武生支局

申請番号：2-9
(1/1)

登記官

宮島尚史



登記年月日：平成24年3月23日

地積測量図

番 2-1-2-19

土地の所在 丹生郡越前町朝日2-1字観音山

求積表

地番	②-1	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
A2		956.630	1033.933	3.537	3,356.76710
A5		959.103	1034.021	-27.966	-23,960.69658
A7		1001.072	1005.947	-29.968	-29,968.00000
A8		1000.997	1004.023	3.082	3,082.00000
A12		955.941	1012.186	8.163	7,866.66667
A10		957.900	1032.220	23.221	22,197.90561
A1		984.279	1033.406	-13.543	-13,330.09497
A5		983.858	1018.677	-14.341	-14,109.50787
A4		956.455	1019.065	11.807	11,266.74418
A3		966.791	1030.484	14.869	14,220.28688
合計					163,481.08
合計面積					928.705540
合計積算					928.705540

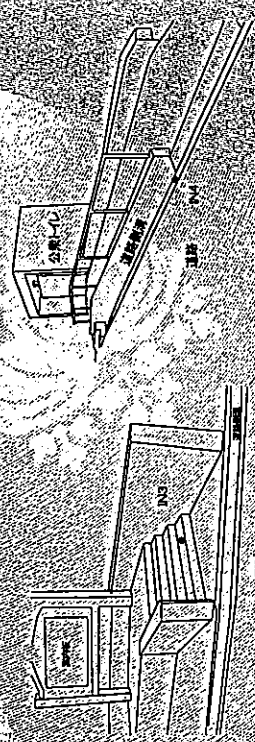
地番	②-19	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
A2		956.630	1033.933	-2.922	-2,922.37260
A3		996.191	1000.484	-14.888	-14,820.28688
A5		995.455	1019.065	-11.807	-11,765.14185
A5		983.858	1018.677	14.341	14,109.50787
A1		984.279	1033.406	15.256	15,016.16042
合計					-372.502031
合計面積					186.251015
合計積算					186.251015

合計面積 1112.981695 m²

図録係 任意図録
測量年月日 平成24年3月18日

引用点の名称及び座標値

引用点名	X座標	Y座標	座標値
IN3	1002.494	994.211	ユウノ十郎邸跡(2)境界点
IN4	980.069	994.795	蓮井邸跡(2)境界点



境界線の種類

境界点	境界線の種類
A1-A2, A5-A6	境界線の種類
A3	金属プレート
A4, A7, A8, A11	金属板
A10	合成樹脂板
	コンクリートに刻印

縮尺 1/500

簿記号 福井県知事 西川一誠

作成者 社団法人 福井県公共福祉登記士地家屋調査士協会
土地家屋調査士 後藤孝広

測量年月日 平成24年3月18日(作成)

(社団法人 福井県公共福祉登記士地家屋調査士協会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
平成24年8月17日 福井地方広務局民生文庫

登記官

官廳向中



申請番号：2-11

物 件 調 査 書

物 件 2

所 在 地	丹生郡越前町朝日 2 1 字 2 番 1 9				
住 居 表 示					
面 積	登 記 簿	186m ²	実 測	186.25m ²	実測面積は、 (現況測量図・確定測量図) に基づく
	地 目	登 記 簿	山林	現 況	
(備考)					

法令に基づく制限概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都 市 計 画 法	都市計画区域 (内)・外				
	1 市街化区域 2 市街化調整区域 (3) 非線引区域 4 準都市計画区域 5 その他 (制限の概要)				
	都市計画道路		有 (1) 計画決定 2 事業決定 名称 朝日・神明線 幅員 8m)		
			無		
	開発許可等		許可等の種類		
	有 ・ (無)		1 許可番号 号 (平成 年 月 日) 2 完了公告 号 (平成 年 月 日)		
土 地 区 画 整 理 法	土地区画整理事業		計画	有 ・ (無) ・ 施行中	
	換地 (予定) 期日		仮換地指定 (未・済)		年 月 日 号
			換地処分の公告 (予定・済)		年 月 日
	清算金		有 ・ 無 ()		
(備 考)					

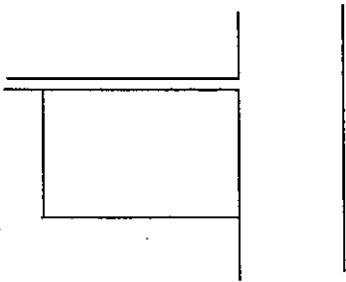
(3) その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第3条1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

5の3 景観法	14 住宅地区改良法	20 海岸法	27 土地収用法
6 土地区画整理法	15 公有地拡大推進法	21 砂防法	28 文化財保護法
6の3 地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	16 農地法	22 地すべり等防止法	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
	17 宅地造成等規制法	23 急傾斜地法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る）	17の2 都市公園法	23の2 土砂災害防止対策推進法	30 国土利用計画法
	18 自然公園法	24 森林法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	25 道路法	
		26 全国新幹線鉄道整備法	
12 都市再開発法	19 河川法		33 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	19の2 特定都市河川浸水被害対策法		
13 港湾法			その他 () ()
(制限の概要)			

敷地と道路との関係

※法：建築基準法

接 面 道 路	接道方向	公・私道の別	道路の種類（下記）	幅員（m）	接道長さ（m）
	東側	公道・私道	1番	9.5 m	12.5 m
	北側	公道・私道	4番	1.5~2.0 m	15 m
	側	公道・私道	番	m	m
	側	公道・私道	番	m	m
道路位置指定道路			昭和・平成 年 月 日 第 号		
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路			
		(2) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路			
		(3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道			
		(4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの			
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路）			
3	上記1（3）に該当する道路のうち、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの（法42条2項道路）				
4	上記1～3に該当しない道路（建築確認不可）				
法43条1項但書の適用			有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少 （セットバックの内容）			有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
路地状敷地（敷地延長）の制限		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 （ ）			
		路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m
建築物の建築の可否 （ <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否 ）		敷地と道路との関係（概略図） 			
私道の変更又は廃止の制限 （法45条による制限があります）					

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
1 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容		
負担面積	㎡ (持分 /)	
負担金	円	
建築基準法42条2項等により後退(セットバック)する部分の面積	㎡	
(備考)		
2 対象不動産に含まれない私道に関する事項		
所有名義人	住 所	
	氏 名	
(備考)		

供給処理施設の概要

	配管等の状況	施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	配線有り	北陸電力お客様サービスセンター TEL 0120-77-6453
上水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	東側国道に本管の埋設あり	越前町役場上下水道課 TEL 0778-34-8707
下水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	東側国道に本管の埋設あり	越前町役場上下水道課 TEL 0778-34-8707
都市ガス	接面道路配管 有 <input checked="" type="radio"/> 無	なし	TEL

